

令和4年9月15日

(一社) 富田林薬剤師会

会員 各位

(一社) 富田林薬剤師会

会長 南 貞子

平素は、富田林薬剤師会活動にご協力いただきありがとうございます。

大阪府薬剤師会より下記の内容に通知がありました。

ご確認のほど、各薬局において対応をお願いいたします。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準について

令和4年度調剤報酬改定(10月改定分)として新設される医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準においてオンライン資格確認を行う体制を有していること等について当該保険薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していることとされています。

また、疑義解釈資料において「ホームページ等に掲示」の例として

- ・保険薬局のホームページへの掲載
- ・保険薬局の所属する同一グループのホームページへの掲載
- ・自治体、地域薬剤師会等のホームページ又は広報誌への掲載

等が該当するとされています。

<参考> 厚生労働省ホームページ：令和4年度診療報酬改定について(10月改定分)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00041.html